

# 「合理的配慮」の違い

## 行政サービス (障害者差別解消法)

住民が対象  
(行政サービスを利用する者)

行政手続、教育・福祉等のサービス利用、  
選挙権の行使等

障害者の権利利益を侵害する  
こととならないようにする  
事業者の責務(7条)

必要性があれば配慮する  
(「過重な負担」であれば別)

退場のない世界  
(必要性で判断)

## 雇用 (障害者雇用促進法)

労働者が対象  
(賃金の対価として労働力を  
提供する者)

有意な職業人として自立する  
本人の努力義務(4条)を前提  
に協力する事業主の責務(5条)

能力発揮のために配慮する  
(「過重な負担」かどうかの判断  
以前に問われるべき)

退場もある世界  
(ノーワーク・ノーペイ)